

はりきゅう実技評価審査の概要

平成29年4月1日改訂

平成30年6月1日改訂

2020年（R2年）4月1日改訂

2021年（R3年）4月1日改訂

1. 目的

はり師、きゅう師国家試験において免除されている実技試験は、各養成施設によって様々に行われており、都道府県で実施されていた旧来の統一した評価としての実技試験は行われていない。

そこで、第三者機関としての「実技評価委員会（はき部門）」（以下「本委員会」）が派遣する評価者が、統一された評価表を用い、同じ基準で評価する事により、一定の水準の技術力の担保を目的に認定実技審査として実施するものである。

ここで評価される基準は、卒業時点で要求される「はり実技」「きゅう実技」の基本的臨床能力、必要とされる最低限の鍼灸技術についてである。

2. 評価試験について

- 1) 本委員会の認定実技審査は、「はり」及び「きゅう」の実技試験を、3年生を対象とし実施する。
- 2) 学校協会が派遣する評価者が、統一課題を用いて評価をする。
- 3) 試験内容は東洋療法学校協会が指定した「統一課題」とする。
- 4) 協会指定の鍼 艾を使用とする。

3. 試験の申請について

- 1) 「本委員会」が実施する認定実技審査を希望する学校は、東洋療法学校協会（以下「学校協会」）に認定実技審査参加の申請を行う。
- 2) 実施日、実施時間、受験者数を記載のうえ、申請する。
- 3) 受験料は受験者1名に対し3,000円+税とし、正式申込受領後速やかに学校協会に納める。
※正式申込受領後のキャンセルは、受付はしない。
- 4) 申請の締め切りは、公示から2週間とする。

4. 評価審査と派遣について

- 1) 派遣計画に基づき、試験1ヶ月前には学校協会から試験実施校の学校長宛に「はりきゅう実技評価審査実施決定通知」と「はりきゅう実技評価の審査日について」が送付される。
- 2) 評価形式
 - ・評価審査は評価者が試験実施校に赴き評価を行う。
 - ・試験は、「はり実技」、「きゅう実技」を個別に評価する。
 - ・評価は本委員会の評価表を用いる。（別紙）
 - ・評価は本委員会の評価マニュアルの基準に則って行う。（別紙）

5. 評価結果

評価結果が集約された時点で「本委員会」が開催され、そののち総合評価を加えた報告書が送付される。

6. 追再試験

評価結果が 60 点に満たない者または点数に関わらず評価項目中に不可がついた者については、評価委員による追試験・再試験を実施する。その際、評価者の再派遣、追再試該当者が近隣の学校協会加盟校での再受審若しくは、認定証の発行を放棄して試験を受けないかの選択を行う。

(再追試料は、別途費用を要する)

7. 名簿の提出

全ての試験が終了した時点で、学校協会指定の番号、氏名を記入した名簿を提出する。

8. 認定証

- ・全ての試験・評価が終了したのち、学校協会の発行する認定証を授与する。
- ・実施校において評価試験を受け合格基準を充たした学生には認定証を発行する。
- ・認定証の学生への授与は卒業を以て行う。